

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>老振発第0331007号 平成18年3月31日 老振発0620第1号 平成28年6月20日 老振発0706第1号 平成30年7月6日 老振発0521第1号 令和元年5月21日 老認発0903第1号 令和2年9月3日 老認発0909第2号 令和3年9月9日 <u>最終改正 老認発1018第1号</u> <u>令和6年10月18日</u></p>	<p>老振発第0331007号 平成18年3月31日 老振発0620第1号 平成28年6月20日 老振発0706第1号 平成30年7月6日 老振発0521第1号 令和元年5月21日 老認発0903第1号 令和2年9月3日 <u>最終改正</u> 老認発0909第2号 令和3年9月9日</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p>
<p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 (略)</p> <p>II 実施体制の整備 「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は「介護サ</p>	<p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨 (略)</p> <p>II 実施体制の整備 「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。都道府県等が円滑に制度を運用することを支援するため、国は「介護サ</p>

「一ビス情報公表システム」を構築・運用している。

1 指定調査機関

(1) 基本的考え方

都道府県知事等が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。

また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事等の自治事務について、都道府県知事等の指定を受けて行うものであること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。

なお、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の49に基づく指定調査機関の指定の申請については、電子メール等オンラインを活用して行うこととして差し支えない。

(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の3第3号及び省令第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス（以下「調査対象サービス」という。）を現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。

ア～ウ （略）

2 調査員

「一ビス情報公表システム」を構築・運用している。

1 指定調査機関

(1) 基本的考え方

都道府県知事等が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。

また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事等の自治事務について、都道府県知事等の指定を受けて行うものであること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。

(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保

指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。

具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス（以下「調査対象サービス」という。）を現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。

ア～ウ （略）

2 調査員

(1) (略)

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、複合型サービスの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第 115 条の 37 第 1 項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区分>

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護＋地域密着型特定施設入居者生活介護

(1) (略)

(2) 調査員養成研修課程に関する取扱い

介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分の他の介護サービスについては、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができる。

さらに、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩の、①及び③の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の、③及び⑨の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。

なお、当該調査員について調査員名簿への登録を行う場合は、当該調査員に対し、調査を行う上で必要な介護サービスの内容等に関する説明会などを実施することが望ましい。

また、法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づいて都道府県知事等が自ら行う調査を、調査員により実施させる場合の調査員の身分は、都道府県等の職員であり、法第 115 条の 37 第 1 項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合の調査員の身分は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。

<区分>

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第 38 条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）

+介護予防特定施設入居者生活介護

- ⑧ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設+介護医療院+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+短期入所療養介護（介護医療院）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑬ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）+介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定されるサービスである。また、省令第140条の43第2項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

(削る)

- ⑥ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護+地域密着型特定施設入居者生活介護+介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑧ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- ⑨ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑪ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑫ 介護老人保健施設+介護医療院+短期入所療養介護（介護老人保健施設）+短期入所療養介護（介護医療院）+介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）+介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑬ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号の指定を受けている介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）+短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）+介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

(3) (略)

3 (略)

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

1 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の43第1項に規定されるサービスである。また、省令第140条の43第2項に規定されるとおり、一部のサービスについては、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

なお、介護療養型医療施設については、健康保険法等の一部を改正する法

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス又は介護保健施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例（報告様式）>

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））

律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、旧介護保険法の規定に基づく省令の規定についても、その効力を有するものであることから、情報の公表を行う介護サービスとなることに留意すること。

また、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、同一事業者による運営であることに鑑み、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告することができるものとする。この場合のサービス内容等の多くが共通しているサービスの区分については、次に例を示すが、各都道府県等の実情に応じ適宜定められたい。

さらに、一体的サービス区分を定めた場合には、例えば、情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」として定めるなど、事務の効率化を図ることができるものとする。

<一体的な報告・調査を行うサービス区分例（報告様式）>

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））

- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ⑯ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
（削る）

2 介護サービス情報の具体的内容

(1) (略)

(2) 報告が任意の情報

法第 115 条の 44 に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第 140 条の 62 の 2 に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況などが情報の内容として考えられる。

介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画

- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ⑯ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
- ⑰ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
（予防を含む）

2 介護サービス情報の具体的内容

(1) (略)

(2) 報告が任意の情報

法第 115 条の 44 に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下「任意報告情報」という。）については、省令第 140 条の 62 の 2 に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

なお、介護サービスの質に関する情報については、事業者の提供しているサービスの質を、客観的に判断することが容易な内容であることが適当であることから、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況、転倒発生の状況などが情報の内容として考えられる。

介護サービスに従事する従業者に関する情報については、従業者の労働環境が、介護サービスの提供体制を判断する上で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系や有給休暇の取得状況などが情報の内容として考えられる。

3 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画

の策定

都道府県知事等は、毎年、政令第37条の2の3第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画（以下、「報告計画」という。）を定めなければならない。また、指定調査機関を指定して調査事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画（以下、「調査計画」という。）を定めなければならない。さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

都道府県等におかれては、全ての事業所が確実に当該年度の報告様式で報告し、直近の情報で公表が行われるよう取り組むよう願います。

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) ～ (7) (略)

4 事業者による報告

(1) ・ (2) (略)

(3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票、別添2運営情報調査票及び事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）を報告しなければならない。

① 基本情報及び運営情報の報告

原則として、それぞれの介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなすこ

の策定

都道府県知事等は、毎年、政令第37条の2第1項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画（以下、「報告計画」という。）を定めなければならない。また、指定調査機関を指定して調査事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の5第1項に規定する調査事務に関する計画（以下、「調査計画」という。）を定めなければならない。さらに、指定情報公表センターを指定して情報公表事務を行わせる場合には、毎年、政令第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項に規定する情報公表事務に関する計画（以下、「情報公表計画」という。）を定めなければならない。

都道府県等におかれては、全ての事業所が確実に当該年度の報告様式で報告し、直近の情報で公表が行われるよう取り組むよう願います。

当該報告計画、調査計画及び情報公表計画の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) ～ (7) (略)

4 事業者による報告

(1) ・ (2) (略)

(3) 報告の内容

計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の45の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報調査票及び別添2運営情報調査票を報告しなければならない。

これら基本情報及び運営情報は、原則として、それぞれの介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1において一体的サービス区分を定めた場合は、各区分内において一体的に運営されているサービスの運営情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をも

とができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報調査票を報告しなければならない。

② 事業所等の財務状況が分かる書類の報告

事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

また、報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。

③ 一人当たり賃金の報告（任意）

一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

5 (略)

6 調査事務の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 調査事務の方法
ア (略)

イ 具体的事項

(ア) 調査の方法
a ~ b (略)

c 運営情報の確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

って報告を行ったものとみなすことができる。

また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報調査票を報告しなければならない。

5 (略)

6 調査事務の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 調査事務の方法
ア (略)

イ 具体的事項

(ア) 調査の方法
a ~ b (略)

c 運営情報の確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

①～⑩ (略)

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

7 情報の公表

(1) (略)

(2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア・イ (略)

ウ 事業者による公表

事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 32 条第 3 項及び第 204 条第 3 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 53 条の 4 第 3 項及び 274 条第 3 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 32 第 3 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 32 条第 3 項、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 22 条第 3 項、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

①～⑩ (略)

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

7 情報の公表

(1) (略)

(2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア・イ (略)

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましい。

な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第21条第3項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第29条第3項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第31条第3項並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第35条第3項において、事業所の運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないとされているところ、本システムにおいて当該重要事項の公表を行ったことをもって、当該掲載を行ったとみなして差し支えないものとする。加えて、事業者は、公表する介護サービス情報について、介護サービス事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、当該重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付することが望ましい。

8～10 (略)

IV～VII (略)

8～10 (略)

IV～VII (略)